

旧耐震・新耐震

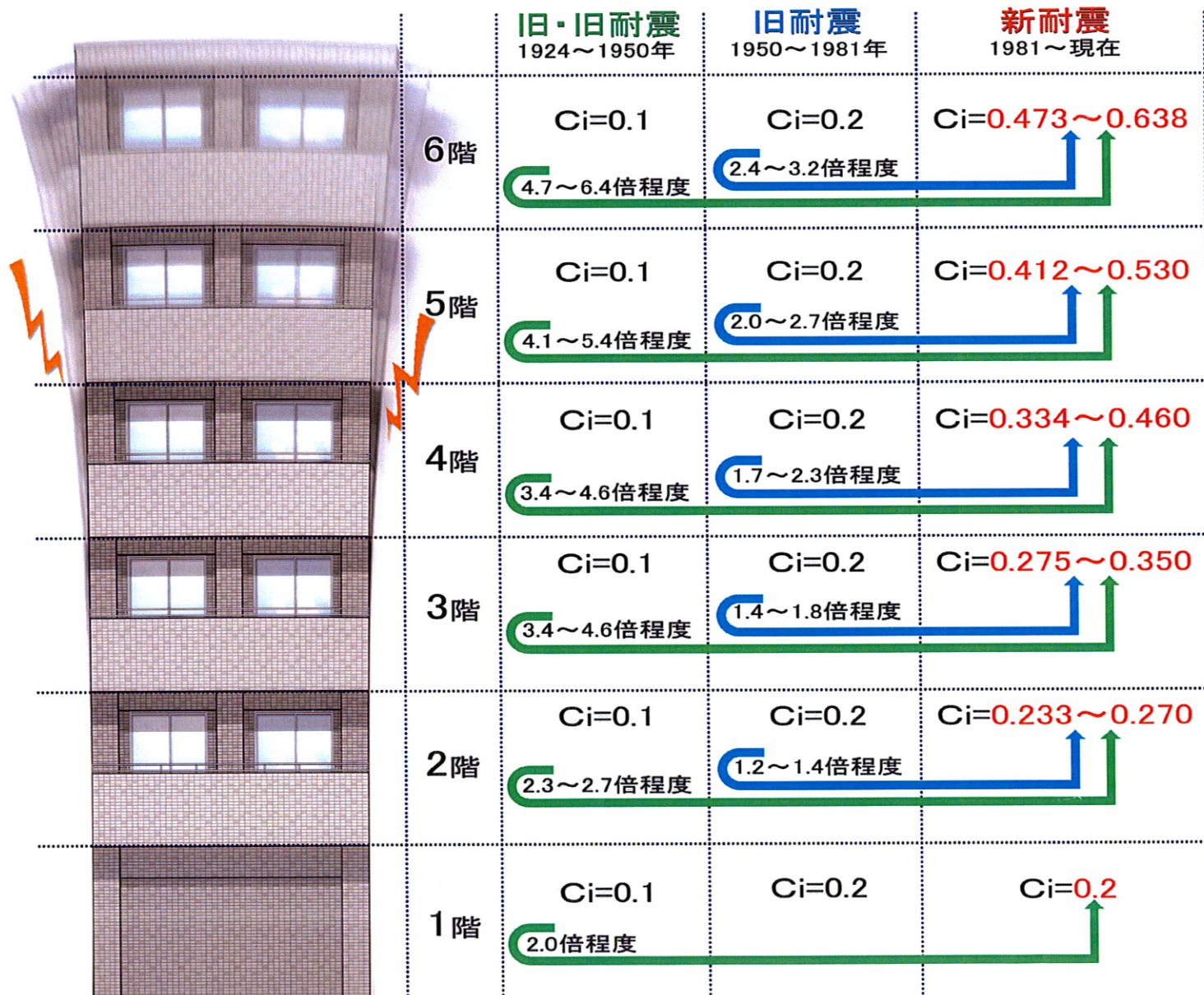
新耐震設計基準とは

宮城県地震の経験に基づき、昭和56年に現在の耐震設計基準が施行され、建築物の確認申請の受付日が昭和56年6月1日以降の建築物については、新耐震設計基準に該当する。

新耐震設計基準の特徴としては、建物の変形が過大にならず、壁等の配置が不釣合にならないように設計し、極めて稀にしか生じない大地震（震度6強～震度7）に対して、建物が破損しても建物を使う人の安全を確保するように設計されている。

地震力はCiに比例する

※Ci=地震層せん断力係数



(一例を示す)

耐震診断のすすめ

昭和56年に建築基準が大幅に改正され、これ以前の基準に建てられた建物は、阪神大震災でも大きな被害を受けた例が多数あり、これらの建物は現在の基準で建てられたものに比べ、耐震性能が十分でないことがあります。まずは、耐震診断で建物の耐震性能を確かめましょう。